

町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関し、政府対策本部は5月25日、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に発令していた緊急事態宣言を解除しました。緊急事態宣言は4月7日に7都府県に対し発令され、4月16日には全都道府県が対象となりましたが、国内での感染状況を踏まえ、5月14日に39県、5月21日に3府県で宣言が解除され、今回の決定により全ての都道府県で緊急事態宣言が解除となりました。

この間、国民や事業者、また、自らの感染の危険をいとわず患者の受け入れや治療にあたった医療従事者など、日本が一丸となって感染の拡大防止に取り組んできました。

長野県でも、医療体制の充実を図るとともに、感染の拡大防止に向けた様々な取組みが実施され、5月13日以降、県内での新たな感染の発生は確認されておらず、5月27日には坂城町を含む長野圏域に発令されていた新型コロナウイルス警戒宣言も解除されました。

町でも、法に基づく対策本部を設置し、国や県の取組みと連携しながら町民の皆様に必要な感染防止策の徹底や外出の自粛、県をまたいだ移動・往來の自粛などのお願いをしてまいりました。また、小中学校における長期の臨時休業や保育園の登園自粛をお願いし、町内事業者の皆様には職場での感染防止の取組みをお願いするなど、子どもさんを含め、全ての町民の方にたいへんのご協力をいただきましたことに改めて心より感謝を申し上げます。緊急事態宣言の解除により法に基づく町の対策本部は廃止となりましたが、今後も長期にわたる対応が必要なことから、町では引き続き任意の対策本部を設置し、必要な対策を講じていくとともに、町民の皆様への迅速な情報提供を行ってまいります。

新型コロナウイルスに関しては、まだ有効なワクチンや治療法が確立されていないため、残念ながら感染のリスクが無くなったわけではありません。小中学校は25日より再開しましたが、しばらくは感染防止に

最大の注意を払った運営をしてまいります。また、当面は、町の各施設も感染防止策を徹底したうえでご利用いただくこととし、町主催のイベントや行事、会議なども感染のリスクが生じないように規模の縮小や時間の短縮などの対策を講じたうえで実施をし、リスクの高いものは当面、慎重な対応をとることとしています。

町民の皆様にも油断することなく、人との距離をとることやマスクの着用、手洗い、換気といった基本的な予防対策に加え、人との接触機会をなるべく減らし、三つの密を避けることなどを日常生活の習慣としていただきますようお願いいたします。

令和2年6月1日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘